

① 補助金のあり方について

多くの自治体で行財政改革の観点から、補助金の見直しなどが挙げられている。昨今の厳しい財政運営を考えると、補助金改革も致し方ないとも考える。だが、補助金は、「公益性」という性質も備わっており、必要があると認められる場合に交付できる金銭的な給付と地方自治法で定められている。

しかし、長年にわたり同一団体に出し続けることにより、自立への姿勢が希薄になったり、交付することが目的となり、検証の曖昧さから公平性を失うことにもなりかねない。補助金はその目的に照らし合わせ、有効に使われているのか、財政状況が厳しい中で、補助の基準などの透明性が求められるのではないかと考えている。そこで、以下の質問をする。

- (1) 運営・活動への補助のために交付している補助金は何件か。また、総額はいくら伺う。
- (2) 地方自治法第232条の2では、補助金の支出に関し公益上の必要性が高い場合に限定しているが、本町において、公益性を判断する基準は何か伺う。
- (3) 補助金は所管ごとに把握しているようであるが、横断的に評価できるような仕組みが必要ではないかと思うがどうか。
- (4) 第4次長与町行政改革大綱（平成23年4月）の中に、財政の健全化を掲げ、補助金の整理合理化が挙げられているが、23年以降5年間の成果を伺う。